

平成27年度第1回南国市総合教育会議録

開会の辞	事務局	<p>定刻となりましたので、ただいまより、第1回南国市総合教育会議を開会いたします。</p> <p>私は、本日の進行をつとめさせていただきます企画課の課長補佐の松木と申します。よろしくお願いいたします。</p>
開会の挨拶	事務局 市長	<p>それでは、開会にあたりまして、橋詰市長より開会のあいさつを申し上げます。</p> <p>みなさん、こんにちは、市長の橋詰でございます。</p> <p>開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>本日は年度始めのお忙しい中、平成27年度第1回南国市総合教育会議にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本会議は、平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されました、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律により、全ての地方公共団体に設置が義務づけられました。</p> <p>本市では、法律に基づき、平成27年4月1日付で南国市総合教育会議設置要綱を施行させていただいております。</p> <p>お手元の資料にあります、南国市総合教育会議設置要綱をご覧いただきたいのですが、本会議の設置の趣旨は、第一条にあるように、市長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、本市教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的に教育行政を推進していくためとなっております。</p> <p>また、第3条にあるように、市長が招集させていただくことになっておりますが、教育委員会が、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができます。</p> <p>さらに、同条3項にあるように、会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整結果を尊重しなければならないこととなっております。</p> <p>本日は、この後、総合教育会議について共通認識を図るとともに、平成27年度版南国市教育振興基本計画についてご説明いただき、南国市の教育大綱について意見交換・協議をさせていただきたいと考えております。</p> <p>それでは、本会が、南国市の教育行政のさらなる充実・発展に寄与することを期待いたしまして、はなはだ簡単ではございますが、開会に際しましてのごあいさつとさせていただきます。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>
協議	事務局 教育長	<p>それでは、協議に入らせていただきます。</p> <p>「(1) 総合教育会議について」ですが、お手元の資料、文部科学省が発行しています、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(概要)」をご覧ください。</p> <p>この資料の説明を教育長にお願いします。</p> <p>それでは私から説明をさせていただきます。まず、文部科学省の資料(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(概要))の表紙をご覧ください。今回の法律の改正は、4つの大きなポイントがございまして、1点目は、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」とすること。2点目は、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化。そして、3点目が総合教育会議の設置で</p>

して、4点目が、教育に関する「大綱」を首長が教育委員会と協議のうえ策定するという事です。

今日は3点目の総合教育会議と4点目の大綱についてですが、1点目の新教育長は、移行の措置として現教育長の任期の間は、現在のままの教育委員会の体制で良いとのことですので、山崎委員長も私の任期も来年の1月15日までの任期でございまして、橋詰市長からも来年1月15日までは、現在の体制で行くことのできることを得ております。山崎委員長と私の任期までは現行の体制で行くことになっております。

それでは、資料を開いていただきまして、POINT③総合教育会議をご覧ください。先ほどの市長のあいさつにもありましたように、全ての公共団体に「総合教育会議」を設置する。これは4月1日から施行されてございまして、南国市でもこれまで準備をしてまいりました。中身については、教育に関する予算の編成・執行や条例案の提出など重要な権限を有されております、市長さんに、教育委員会と同じ席でお話し合いいただき、十分な意思疎通を図るとというのが、この総合教育会議の目的の1点目でございます。

そして2点目として、南国市の教育課題、3点目として、南国市の教育のあるべき姿を市長と教育委員会が共有し、より一層民意を反映した教育行政推進とよりよい教育行政の実践に携わることが大きな目的でございます。

そして、総合教育会議は、「市長が招集する。」、「会議は原則公開とする。」、「会議の構成員は、市長と教育委員会で、必要に応じて意見聴取者の出席を要請することができる。」ようになっております。

協議・調整事項については、大きく3点あります。1つ目は、教育行政の大綱の策定を市長が教育委員と話し合い策定すること。

2つ目は、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策に関する事。

3点目は、児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置について対応することとなっております。

事務局

ありがとうございました。
何かご質問等はありませんか。

市長
教育委員

質問等は無し。
質問等は無し。

事務局

質問等はないということですので、次の議題に進めさせていただきます。
それでは、(2)平成27年度版南国市教育振興基本計画についての説明を教育長にお願いします。

教育長

それでは、説明させていただきます。まず、南国市教育振興基本計画の1ページをお開きください。「第1章計画の策定にあたって」、「1計画策定の趣旨」の中段をご覧ください。『「南国市教育振興基本計画」(以下、「本計画」とします。)は、「第3次南国市総合計画」や南国市における教育課題、取組実績などを踏まえ、今後めざすべき教育の基本的方向性や重点的に取り組むべき行政施策を明らかにするため、教育基本法に基づく教育振興基本計画として策定したものです。』

「2計画の位置づけと期間について」ですが、『本計画は、南国市教育委員会の教育施策を総合的かつ計画的に推進するため、南国市の教育がめざす基本的な方向や今後推進すべき具体的施策を明らかにするものであり、教育基本法第17条の規定に基づく「市町村教育振興基本計画」として、国や高知県の教育振興基本計画

を参酌して策定したものです。計画の対象は、就学前の保育・教育、学校教育、生涯学習（社会教育）にかかわる教育施策全般とします。また、本計画は、「第3次南国市総合計画」を上位計画とし、教育にかかわる他の関連計画と整合を図りつつ策定しています。本計画の期間は、平成26年度を初年度とする10年間とします。ただし、上位計画である「第3次南国市総合計画」の改定に合わせ、平成28年度末に中間見直しを行います。

なお、計画期間中であっても、さまざまな状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行っていくこととします。』というこで教育振興基本計画を策定しております。

計画の中身でございますが、南国市教育振興基本計画の19ページをご覧ください。

第3章でございますが、「計画の基本方針と体系」の「1基本方針」は教育は人づくりでございます、『南国市の保育・教育の指標としましては、かがやく明日への人づくり、将来の南国市を担う人づくりをするんだというのが教育の方針でございます。時代の変化に柔軟に対応した、健康で文化的な活力ある社会の形成者として、「生きる力」を育み、創意と自主性に富んだ人間性豊かな市民の育成を期する。そのために、保育所（園）・幼稚園・学校・家庭・地域の連携を密にし、生涯学習の視点に立って、保育・教育・文化の環境整備・充実に努め、南国市らしい特色ある教育を推進する。』これが基本方針でございます。

そして、「2基本目標と施策の体系」ですが、「(1)基本目標」は①から⑩まであります。そして、「(2)施策の体系」ですが、基本方針は「かがやく明日への人づくり」でございます。そして、保育・教育の推進についてスローガンは『21世紀を担う子供たちの「生きる力」を育む保育・教育の推進』でございます。

(1)から(5)までの施策の柱がございます。

生涯学習のスローガンは、『すべての世代の人々が「心豊かに学び続ける社会」を目指した生涯学習の推進』でございます。(1)から(7)までの施策の柱がございます。

以上で、本市の教育振興基本計画の概要の説明を終わらせていただきます。

事務局

ありがとうございました。
何かご質問等はありませんか。

市長
教育委員

質問等は無し。
質問等は無し。

事務局

それでは、(3)南国市教育大綱についての協議に入らせていただきます。
先ほど教育長からも説明がありましたが、教育大綱は首長が策定するものとされておりますが、策定に当たっては教育委員会と十分協議し、調整を尽くすこととなっております。
まずはじめに、橋詰市長から南国市教育大綱の策定方針等について説明をお願いします。

市長

本市では、これまでも教育委員会との意思疎通を図ってきております。先ほど教育長からご説明をいただきました、南国市教育振興基本計画についても把握させていただいております。
教育大綱については、教育振興基本計画を定めている場合は、目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると、本会議で判断した場合は、別途大綱を定め

	<p>る必要はないことになっております。</p> <p>私としましては、南国市教育振興基本計画は、大綱に該当すると考えておりますが、教育委員の皆様方はどうでしょうか。</p>
教育委員	<p>南国市教育振興基本計画を策定する際に、教育委員会で慎重かつ丁寧な審議を行いました。市長と同意見で南国市教育振興基本計画は大綱に該当すると考えております。</p>
教育委員	<p>他の教育委員も同意。</p>
事務局	<p>それでは、南国市教育振興基本計画は、南国市教育大綱に該当するという点でよろしいでしょうか。</p>
市長 教育委員	<p>同意。 同意。</p>
事務局	<p>南国市教育振興基本計画は、南国市教育大綱に該当すると認められました。それでは、(4)その他に入らせていただきます。その他では、1件、平成27年度の南国市総合教育会議について協議いただきたいと思っております。 お手元の、平成27年度南国市総合教育会議開催予定一覧表をご覧ください。</p> <p>平成27年度は、本日の会を含め3回開催を予定しております。 第1回南国市総合教育会議は、本日、平成27年4月15日(水)15:30～16:30に開催し、議事は、総合教育会議について、南国市教育振興基本計画について、南国市教育大綱について、その他、としております。 第2回南国市総合教育会議は、平成27年9月29日(火)9:00～10:30、議事は、南国市教育行政等の現状と課題等について、課題改善のための取組等について、その他を予定しております。 第3回南国市総合教育会議は、平成28年2月24日(水)9:00～10:30、議事は、南国市教育委員会の自己点検・評価について、課題改善のための取組等について、その他を予定しております。 その他、市長のあいさつでもありましたが、協議する必要がある事案が生じた場合、臨時的に開催されることがあります。 本年度の開催予定についてご意見等はございませんでしょうか。</p>
市長 教育委員	<p>異議無し。 異議無し。</p>
事務局	<p>それでは、平成27年南国市総合教育会議開催予定についても承認されました、本日予定されています、議事は以上です。 これで平成27年度第1回南国市総合教育会議を終了させていただきます。 ご協力ありがとうございました。</p>